

TERG

Discussion Paper No.400

アマルティア・センの政治哲学における中立的な観察者
解釈
—政治哲学における中立的な観察者の有効性—

菅 隆彦

発行 2019年3月19日

TOHOKU ECONOMICS RESEARCH GROUP
Discussion Paper

GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS AND
MANAGEMENT TOHOKU UNIVERSITY
27-1 KAWAUCHI, AOBA-KU, SENDAI,
980-8576 JAPAN

アマルティア・センの政治哲学における中立的な観察者解釈

—政治哲学における中立的な観察者の有効性—

1 はじめに

本報告は、アマルティア・センの政治哲学における「中立的な観察者」(impartial spectator)解釈を、考察の対象とする。センは、アダム・スミス著『道徳感情論』¹の現代的意義を高く評価してきた²。政治哲学の文脈において Sen(2002)は、同書における中立的な観察者の持つ、中立性を「開いた中立性 (open impartiality)」と呼んだ³。それに対して、ロールズの無知のヴェールの持つ中立性を、「閉じた中立性 (closed impartiality)」と呼び、無知のヴェールが持つ問題点を、中立的な観察者のアプローチが回避しうるとした⁴。

本報告は、開いた中立性についての、センの議論について詳しく述べる。加えて、本報告は、センが言及しなかった正義の徳の観点からも、中立的な観察者が開いた中立性と整合的であることを示す。

また、本報告は、開いた中立性についてのセンの議論から一步進み、政治哲学における中立的な観察者の有効性について論じる。センが主張する通り、中立的な観察者は開いた中立性を持っており、この点で無知のヴェールに比べて優れた概念と言える。とはいえ、中立的な観察者は中立的な判断を完全無欠に行う概念ではなく、非中立的な判断を下す場合もある。このことは、Golemboski(2018)らによって指摘された。しかし、Golemboskiが言及しなかった複数の観点からも、同様の結論を導くことができる。本稿はこれらの観点から考察を進め、Golemboski の議論を補足する。

本報告は以下のように構成される。第2節において Sen(2002)における、開いた中立性と閉じた中立性の議論について述べる。第3節において、正義の徳と開いた中立性の関係について論じる。第4節・第5節において、政治哲学における中立的な観察者の有効性を議論する。第4節において、Golemboski(2018)について述べた後に、中立的な観察者の形成過程についての記述と、慈恵と普遍的仁愛についての記述を考察する。第5節において、道徳感情の腐敗についての記述を考察する。最終節において、本報告における議論を総括

¹ 『道徳感情論』を引用する際には、(TMS : 「グラスゴウ版のパラグラフ番号」) の形式で、対応する箇所を示す。

² セン(2002)が典型的である。『道徳感情論』に限定しない、センのスミス評価については、坂本(2004)を参照。また、センの経済学と倫理学における研究全体については、鈴村・後藤(2001)が平易な解説を行っている。

³ Sen(2002)の本稿における訳語は、岡訳(2008)とは必ずしも一致しない。

⁴ Sen (2010)及びセン(2011)においても、Sen(2002)とほぼ同様の主張が展開される。

する。

2 センの「開いた中立性」と「閉じた中立性」

2.1 「開いた中立性」と「閉じた中立性」

Sen(2002)は、『道徳感情論』における中立的な観察者が有する、中立性を「開いた中立性」(open impartiality)と呼んだ。それに対して、ロールズの無知のヴェールが有する中立性を、「閉じた中立性」(closed impartiality)と呼んだ。

「中立的な観察者」(impartial spectator)とは、主体が自身の言動を制御する際に用いられる、想像上の観察者である。主体が自身の言動の正当性を判断するには、言動をとる自分と、その言動を精査する自分の、「ふたりの人間に分割」しなくてはならない(TMS : III.1.6)。後者の役割を果たすのが中立的な観察者であって、この観察者は、言動が取られる場面・状況を理解したうえで、当事者から離れた客観的立場に立ち、主体の言動を判断する。もし、この観察者が自身と利害関係があつたり、自身に対して特別な好意や敵意を持ったりするのであれば、「自分の感情や行為の適切性について確信をもつことができる基準を与えてはくれない……それを与えてくれるのは私と利害関係はない、そして私に対して特別な好意や敵意をもたない」中立な観察者だけである(堂目 2008 : 34)。主体が自身の言動を正当とみなすためには、その言動の動機が、中立的な観察者によって同感される必要がある

本報告の議論の対象はセンの『道徳感情論』解釈であるから、ロールズ⁵のアプローチの詳細については立ち入らない⁶。

センは2つの中立性のアプローチを対比しそれぞれの有効性を検証した。閉じた中立性の問題点が指摘された後に、開いた中立性がその問題点を回避しうることが示された。閉じた中立性アプローチの持つ限界として指摘されたのが、手続き的偏狭、包摶的矛盾、排他的無視の3点である。本報告は、中立的な観察者とは関係しない、包摶的矛盾については議論の対象外とし、手続き的偏狭と排他的無視を議論の対象とする。包摶的矛盾は、焦点集団の決定が、集団自体の大きさや構成に影響を及ぼし得る際に潜在的に発生しうる(Sen 2002 : 448)。集団自体の大きさや構成が変更されることは、集団が閉じていることと矛盾する。集団が閉じていることを要請するアプローチ以外には、包摶的矛盾は問題とならない。中立的な観察者のアプローチには、そのような要請は存在しない。

⁵ ロールズの中立的な観察者解釈については、Raphael(2007 : 45-46)を参照。

⁶ 詳細については例えば、後藤(2002)を参照。同書は特に経済学との関連において、ロールズのアプローチについて論じている。

2.2 手続き的偏狭

センは中立性を論ずるにおいて、「焦点集団」(focal group)という概念を用いる。焦点集団とは、判断を行う主体となる、ある固定された集団を指す。

「手続き的偏狭」(procedural parochialism)とは、焦点集団が「焦点集団が共有する、偏見あるいはバイアス」に対処不可能なことを意味する(Sen 2002: 447)。

センは手続き的偏狭に陥るアプローチの代表として、ロールズの無知のヴェールの下での選択を挙げ批判した⁷。無知のヴェールは、ある特殊な情況を想定して、推論を行うアプローチである⁸。推論の当事者たちは、自身の社会的地位・知力・体力を知らないと想定される。加えて、当人の善の構想・心理に関する情報・社会の経済状況及び政治状況も知らないと想定される。当事者たちが知っているのは、「彼らの社会が<正義の情況>の支配下にあるということおよびそれが含意することがらすべてに限られる」(ロールズ 2010: 186)。

無知のヴェールの下における各主体は、焦点集団内のどの人物に自身が該当するのかがわからない。そのため、各主体は自身のみに都合の良い偏った判断を避け、集団全体を考慮した判断を行う。しかし、この判断は、焦点集団外から見れば必ずしも中立的であるとは言えない。判断が行われる際には、あくまで焦点集団の利害関心のみが考慮されるのであって、集団外の人間の利害関心は考慮されない。ロールズの無知のヴェールは、焦点集団内の特定の構成員が共有する偏見を克服することはできても、集団全体で共有する偏見を克服することができない。手続き的偏狭は、閉じた中立性が普遍主義的な意図と結びつく場合には深刻な問題をもたらしうるが、ロールズの公正としての正義はまさにこの場合に該当する。

センは手続き的偏狭を論じる際に、文化集団特有の慣習について触れ、他の文化集団からの精査が必要だと主張する。センによれば、スマスもまた慣習の精査が必要だとする立場に立っていた。センは、『道徳感情論』第5部における、かつて存在した嬰児殺しの習慣への言及に着目する。スマスは、高度に文明が発展していたギリシャの都市国家においてさえも、新生児を殺害する慣習が存在したことを指摘し、適宜性が慣習によって歪曲させられてしまう例とした(TMS: V.2.15)。

センによれば、自身から距離を置いて自身の感情が必要であるという、スマスの主張は、「既得権益の偏見だけでなく、確立された伝統、慣習の影響をも精査するという目的に動機付けられている」(Sen 2002: 459)。スマスが挙げる嬰児殺しやその他の例は、現代社会に直接関連しており、女性に対する石打ちや、中国等における選択的中絶といった、様々

⁷ 本稿が議論の対象外とする文脈における、センとロールズの対立については、セン(1999)、後藤(2002)第1章、セン(2011)第1部等を参照。

⁸ ロールズ(2010)は、特に第3章24節において無知のヴェールについて詳細に論じている。また、公理的手法によって、無知のヴェールを含めたロールズの格差原理を分析する取り組みが存在する。そのような諸研究については、後藤(2002)第7章を参照。

な慣習を検討する上で有用であるかもしれない。

センは、ロールズのアプローチに、スミスの推論との共通点が多数存在することを認めている。しかしセンは、ロールズのアプローチは「社会的慣習と偏狭な感情に対する適切で客観的な精査を補償する助けにはならない」と批判し、対照的にスミスから学ぶべきものがあると主張する (Sen 2002 : 459)。スミスによれば、自身の言動の適宜性を判断するには「自分たちを、いわばわれわれの自身の自然の地位から移動させて、われわれ自身の諸感情と諸動機を、われわれから一定の距離があるものとして見るように努力」しなくてはならない (TMS : III.1.2)。このスミスの主張は、「中立性の実践が（ローカルに閉鎖的であるよりむしろ）開放的であるべきであるという主張を含んでいる」(Sen 2002 : 460)。

2.3 排他的無視

「排他的無視」(exclusionary neglect) とは、「焦点集団の行う決定によって生活上の影響を被る、焦点集団外の人々の声を排除しうる」(Sen 2002 : 448) ことである。

焦点集団の決定が集団外部に何も影響を与えると想定するのは、あまりに非現実的である。国境をまたがる決定に際しては、排他的無視は特に問題となる。

この問題に対処するためにロールズが導入する、国家間レベルの原初状態を、センは批判する。「国境をまたがって存するいろいろな人々が国家間（または『諸人民間の』）関係を通じて行動することのみに限定される必要はない。世界は…様々に区分されているのであり、地球上の全住民を別々の『国家』や『人民』に分割することが区分の唯一のやり方ではない」(Sen 2002 : 465)。異国民同士であっても、国家を介せずに人間は結びつくことができると、センは主張する。

国家を介在しない人間間の結びつきの例としてセンは、スーダンにおける不遇な女性を助けたいと願う、アメリカのフェミニストの例を挙げる。このフェミニストの不遇な女性に対する親しみは、必ずしも国家を通じて喚起される必要はない。フェミニストであるというアイデンティティは、ある国家の人民であるというアイデンティティよりも重要な場合がある。他の種類のアイデンティティもまた同様に、国家を介さない異国民間の結びつきを生じさせる可能性がある。

個人の場合と同様に、異国の集団同士の場合であっても国家を介さずに友好的関係を築くことができる。WTO に対しての抗議をセンは例に挙げる。国家を介すことなく、シートル・ワシントン・メルボルン・プラハ等の都市が、相関性を持った行動を取った。集団は国家を介在させるのではなく、アイデンティティを共有することによって結びつくことができる。

センは、排他的無視を克服するために、スミスの中立的な観察者に代表される開いた中立性のアプローチを、用いる利点として、人権の議論を取り上げる。人権は各人がある国

家のメンバーであることから導かれるのではなく、各人が人間であることから導かれそれに付与される。例えば、拷問されない権利やテロの攻撃にさらされないという権利は、各人が所属する国家には関係なく主張されうる。國家の介在が不必要だとするのは、開いた中立性のアプローチも同様であって、このアプローチは国家を介せずに人間同士を結びつかせる。開いた中立性のアプローチは、なぜ基本的人権が市民権や国籍を条件とする必要がないのかを、明確にする。

また、開いた中立性のアプローチによって、我々は、様々な立場の中立的な観察者達の洞察から利益を得られる。それらの洞察を精査することで、共通の理解が得られるかもしれない。また、仮に完備な順序が得られないとしても、理性的・整合的な決定が可能である。このことを、センは、社会的選択理論の研究成果を根拠に主張する。

2.4 センの解釈の補足

第3節において、センが言及しなかった正義の徳の観点からも、中立的な観察者が開いた中立性と整合的であることを示す。排他的無視について論じる際に、センは正義の徳についても言及することができた。『道徳感情論』第2部の正義の徳についての記述からは、スミスが排他的無視に強く批判的であったことがわかる。スミスは正義の徳が社会の存続に不可欠な徳であるとした。正義の徳は、否認されるのが自然な動機から他者に害をなすことを禁止するのであり、排他的無視を許容しない。

さらには第4節以降において、センの開いた中立性についての議論から一步進み、政治哲学における中立的な観察者の有効性について論じる。センが主張する通り、中立的な観察者は開いた中立性を持っており、無知のヴェールに比べて優れた概念と言える。しかし、だからといって、中立的な観察者は中立的な判断を完全無欠に行う概念ではなく、非中立的な判断を下す場合もある。このことは、Golemboski(2018)によって指摘された。しかし、Golemboskiが言及しなかった複数の観点からも、同様の結論を導くことができる。

Golemboskiによれば、中立的な観察者は社会の慣習（convention）の中に閉ざされている。このことは『道徳感情論』第3部の中立的な観察者の形成過程についての記述からも裏付けられる。同形成過程は、主体が他者の言動を繰り返し観察することによって進行するが、人間が観察できる集団の規模には限界がある。中立的な観察者の見方は、観察範囲外の人間の見方を考慮しておらず、ある集団に閉ざされている可能性がある。『道徳感情論』第6部の、慈恵と普遍的仁愛についての記述からも、中立的な観察者が手続き的偏狭に陥りうると解釈することが可能である。人間が考慮に入れられる他者の範囲には限界があり、自身に身近な存在や、自身が所属する社会に限られる。

また、道徳感情の腐敗論において、スミスは自身の道徳理論の綻びに言及している。この言及は、腐敗した中立的な観察者の存在を含意する。この観察者は、非中立的判断を行

う。

3 排他的無視と正義の徳

3.1 正義の徳

センは排他的無視の問題を解決するにおいて、中立的な観察者のアプローチが有用であるとした。このことは、センが言及しなかった、正義の徳についての議論からも言える。『道徳感情論』においてスミスは、言動を取る主体の側だけでなく、その言動に影響を被る他者の側を考慮することの必要性を強調した。そして、この考慮なくしては社会が成立しないとした。同書第2部における正義についての議論において、スミスは排他的無視に対して強く批判的な記述を残している。

『道徳感情論』第2部においてスミスは、「直接的同感」(direct sympathy) と「間接的同感」(indirect sympathy) を区別する (TMS : II.i.5.1)。直接的同感とは、言動を取る主体となる人間に対しての同感である。これは同書第1部において導入される、言動の動機に対する同感であって、この同感によって適宜性が定義される。間接的同感とは、言動に影響を受ける人間に対しての同感である。人間は自身の快苦の経験をもとに、他者の快苦に間接的に同感することができる (Cairns 1993 : 68)。他者のある言動によって有益な影響を受けた人間の、それに対する感謝の気持ちが間接的同感の対象の1つである。もう1つの対象は、有害な影響を受けた人間の、その悪影響に対する憤慨である。スミスは、言動が取られる際の動機だけではなく、その言動がもたらす帰結にも着目した。

直接的同感と間接的同感によって、値うちの徳と正義の徳⁹が定義される¹⁰。これらの道徳的な判断には、観察者の観点だけではなく、当事者の観点が必要である (Rasmussen 2014 : 47)。ある他者に有益な影響を与える言動が直接的に同感され、かつ間接的にも同感されるとき、その言動には値うちがある。値うちがある言動を見ると、我々は行為者の親切心にも同感するし、それに喜ぶ受け手側の人間の感謝にも同感する。

正義とは、「否認されるのが自然な動機から、ある特定の人びとにたいして、現実的で積極的な害をなす」(TMS : II.ii.1.5) ことを避ける、ことである。正義の徳は、直接的に同感できないような、あるいは間接的に同感できないような、他者へ有害な影響を及ぼす言動を取ることを禁止する。正義の徳の遵守が、有害な言動の回避という消極的な効果を持つ

⁹ スミスと同様に、ヒュームもまた正義の徳を慈惠（値うちの徳に対応）から区別する (Khalil 2013)。

¹⁰ この定義の方法は、徳性の根拠を行為者の結果よりも、動機に強く求める伝統的徳性観とは似て非なる (田中 2017 : 105)。例えば、ハチソンは動機の仁愛性を必要条件とするが、スミスはそのようにはみなさない。

に過ぎないことは、スミスの特色とも言える¹¹ (Hanley 2009 : 67)。

スミスは、他者へ有害な影響を及ぼす言動であっても、その動機が悪意に基づいていなければ、正義の侵害には当たらないとした (TMS : II.i.4.3)。行為者の動機が否認されないとすれば、悪意への直接的同感は存在しないのであって、正義の侵害は成立しない。純粋な善意からの行動が他者に迷惑をかけてしまうことがあるが、これは正義の侵害とはみなされない。

3.2 正義の徳と排他的無視

正義の徳は排他的無視の問題と直接的に関わる。排他的無視は、焦点集団の決定が外部に与える負の影響を考慮せずに為されることを意味するが、正義はこのような決定の禁止を要求する。決定に際して外部の集団を配慮しないことは、否認されるべき動機に該当する。仮に、決定が外部に及ぼす影響を検討したうえで、結果的にその決定が外部に悪影響を及ぼしてしまったならば、正義の侵害は成立しないだろう。この場合には、加害者の動機は否認されない。しかし、決定が外部に及ぼす影響が検討されないのでしたら、正義の侵害が成立する。加害者が決定の悪影響を検討しそこなったことは、観察者が動機を否認する理由となる。

スミスは、値うちの徳は強制されるものではなく、その欠如が正当な処罰の対象にはならないとした。値うちの徳の不行使は、他者に対する積極的な害となるわけではなく (TMS : II.ii.1.3)，それがなくとも社会は存続できる。値うちの徳は建物の装飾にたとえられ、社会の存続にとって不可欠ではない。また、我々は値うちの徳が義務感からなされるのを望まない (TMS : III.6.4)。「慈惠的に見える行為が、単に義務感や社会的な慣習にしたがってなされたにすぎないとわかった場合、私たちは失望し、その行為に対する評価を下げるであろう」(堂目 2008 : 61)。

一方で、正義の徳については、その遵守が社会秩序の形成に不可欠であるとした¹²¹³。社会の秩序は「たがいに害をあたえ侵害しようと、いつでも待ちかまえている人びとのあいだには、存立しえない」(TMS : II.ii.3.3)。正義の徳は、「大建築物の全体を支持する主柱であり、「もしそれが除去されるならば、人間社会の偉大で巨大な組織は、一瞬に崩壊し

¹¹ スミスの定義する正義はある種の言動を禁止するという意味で、消極的なものであり、「正義についての現代の観念から離れているように思われる」(Raphael 2007 : 75)。

¹² モロウ(1992 : 95-96)は、正義の徳の遵守は最小限の基礎に過ぎないとし、社会的な統合には慈惠が必要だとした。正義を遵守するだけの人間は「自身の個別性についての社会的な意味を自覚していない。かれは、盲目的に、機械的に振舞っているにすぎない」。

¹³ スミスは正義の不可欠さを論じる際に、作用原因と目的原因を区別し、後者が軽視されがちなことを批判する (TMS : II.ii.3.5)。田中(2017 : 108)によれば、これは、スミスが「目的－手段の適合性のうちに神のデザインをみる自然神学観に」立脚していたことを意味する。

て」しまう (TMS : II.ii.3.4)。それゆえ、正義の徳は、他の徳と違つて、法権力によって遵守が強いられる (Hanley 2009 : 63)。正義の徳を守ることは、「われわれ自身の意志の自由にまかされず、力ずくで強制されてもよく、その侵犯は憤慨の、したがつて処罰的となる」(TMS : II.ii.1.3)。一般的諸規則について論じる箇所でも、正義の徳が求める一般的諸規則については、他の諸規則とは異なり人間が厳密に従うべきであることが強調される¹⁴。「正義の諸規則にしつかり固執することには、杓子定規というものは存在しない」(TMS : III.6.10)。

以上のように、スミスは、言動を取る主体だけでなく、その言動に影響を被る他者を考慮することを重要視していた。正義の徳が厳守されることで社会の秩序は保たれるのであって、スミスが排他的無視に対して強く批判的であったことは明らかである。この点についてもセンは、中立的な観察者のアプローチが開いた中立性を持つ論拠として、示すことができる。

4 手続き的偏狭について

4.1 Golemboski(2018)によるセン批判

本節から、開いた中立性についてのセンの議論から一步進み、政治哲学における中立的な観察者の有効性について論じる。センが主張する通り、中立的な観察者は開いた中立性を持っており、この点で無知のヴェールに比べて優れた概念と言える。とはいえ、中立的な観察者は非中立的な判断を下す場合もある。このことを、Golemboski(2018)の議論を追うことによって示す¹⁵。

Golemboski(2018 : 175)によれば、『道徳感情論』を詳細に読解するならば、ある文化的文脈に制約された偏向が、中立的な観察者によって克服可能であるかは明らかではない。中立的な観察者は結局のところ、ある社会で得られた道徳規範の投影に過ぎず、その道徳規範に疑義を呈したり批判したりすることは不可能である¹⁶。

Golemboski は自身の主張の根拠として、センの『道徳感情論』解釈と整合しない、いくつかの先行研究を挙げる。Campbell(1971)によれば、中立的な観察者に語りかけることは、

¹⁴ Fleischacker(2004 : 155)は、スミスのいう正義の厳密性が2通りに解釈でき、曖昧であるとした。1つが正確さの厳密性であり、もう1つが強制力の厳密性である。

¹⁵ Sen(2002)の中立的な観察者解釈に対しては、Forman-Barzilai (2010 : 166-92)も疑問を呈す。また、Rasmussen (2014 : 50)によれば、中立的な観察者は「センが提唱する以上に文化に制約されている」。中立的な観察者の文化的な制約については、Fleischacker (2011 : 26-31)もまた参照。センのスミス解釈に対する「違和感」は、歴史家と理論家それぞれの、「関心の持ち方の乖離」に基づくのかもしれない(有江 2014)。

¹⁶ Golemboski と同様の見解を持つ文献として、例えば、鈴木(1992:第6章), 新村(1994 : 324)が挙げられる。

特定の社会集団に属する構成員の通常の反応を照会する手短な方法に過ぎない。Golemboskiは、Campbellの見解は中立的な観察者を以下のように解釈するとみなす(181)。すなわち、中立的な観察者は、直接の隣人が自身の行動に対して下す評価を想像するのを容易にする、社会的価値観の投影である。また、Griswold(1999)は、中立的な観察者は公共性を人格化したものであり、社会的統一のための道徳的要求の理想化であるとした。この見解から Golemboski は、中立的な観察者が確立された文化的価値観の增幅装置として機能するとした。

Golemboski(2018 : 182)は、2つの評価についてのスミスによる比較もまた、自身の主張の根拠付けとした。スミスは、道徳的評価と美貌についての評価を比較して、両評価の共通点を指摘する。もし他者から評価を下されないとしたら、人間は自身の顔が美しいのか醜いのかを判断することはできない。道徳的評価についても事情は同様であって、人間は、自身の振る舞いの適切性を他者の判断なしには判断できない。Golemboski は、両評価についてのスミスのこの比較が、社会的手段によって伝達され得られた基準に、道徳的評価が依存することを、意味するとした。道徳的評価の道具は社会の中で学習されるものである。

同感という概念の性質からも、Golemboski(2018 : 182-183)は中立的な観察者アプローチの持つ中立性に疑義を呈す¹⁷。同感が行われるとき、主体は他者の立場に立ったときに何を感じるかを想像する。同感の対象は死者であっても構わないし、知覚のない生物であっても構わない。同感は、同感を行う側の主体が実際に抱く考えに依存する。しかし、中立性という概念にとっては、そのような主体の抱く考えを除去することによって、正確に他者の状況に入り込むことが重要となる。もし主体の判断の中立性が特定の文化的偏向に制約されていたとしたら、同感による中立性の評価は不可避的に偏向している。ところが、『道徳感情論』においては、主体は道徳的評価を自身が属する社会の中で学習する必要があり、特定の文化のバイアスに制約されている。中立的な観察者は、閉じた中立性と同様の偏向に陥ってしまっている。

さらに、Golemboski(2018 : 183)は、スミスによる社会と鏡の類比からも、中立的な観察者が特定の社会の偏向を免れないとする。スミスによれば、人間は、鏡がなくては自身の容姿を確認することができず、その良し悪しを判定することはできない。道徳的判断においては、人間は社会なしには自身の言動の適切さを判定することはできない。Golemboskiによれば、スミスによる鏡の類比は、鏡が、それが映し出す対象の本質を決定できないのと同じように、社会に状況づけられた中立的な観察者の見方が道徳を完全には構成できないことを、示唆している。鏡の表面が歪んでいれば、歪んだ像が映し出されるのである。スミスが、真の適宜性の他に、完全ではない適宜性の存在を記述していたことを Golemboski は指摘する (TMS : VI.3.23)。

Golemboski は中立的な観察者が有効性を持つための、道徳的多元主義的な解決策を論じ

¹⁷ 田島(2003 : 267-270)もまた、Golemboski とほぼ同様の疑問を呈す。

た¹⁸。この解決策については、センの『道徳感情論』解釈とは関係しないので説明を割愛する。

4.2 中立的な観察者の形成過程

Golemboski が指摘する通り、中立的な観察者は非中立的な判断を下す場合もある。このことは、Golemboski が述べなかった、中立的な観察者の形成過程の観点からも言える。本節はこのことを示し、Golemboski の議論を補足する。

4.2.1 中立的観察者の形成過程と一般的諸規則の形成過程

中立的な観察者は他者を継続的に観察することによって形成される、ロールズの無知のヴェールとは対照的な、経験的に形成される概念である。この点で 2 つのアプローチは大きく異なる¹⁹。

中立的な観察者の形成過程及び、一般的諸規則の形成過程について、本節では、その要点を簡潔に記す²⁰。

中立的な観察者は、主体達が社会に出て他者を観察することによって、形成される。他者は主体にとって鏡のような存在であり、主体の言動がどのような時に是認されるのか、あるいは否認されるのかを、主体に示す。自身の言動が他者に是認された場合に主体は喜び、否認された場合には主体は気持ちを落とす。そのため、主体は是認の喜びを得るために他者を注意深く観察するようになる。

この、他者の観察が継続的に行われることで、一般的諸規則が形成される。一般的諸規則は、中立的な観察者の判断と整合する規則であり、社会で共有される。一般的諸規則と中立的な観察者は、それぞれが下す判断が一致する一方で、実際に主体の言動を制御可能か否かという点で異なる。中立的な観察者が主体の心中の判断基準に過ぎないのに対し、一般的諸規則は規則であって、しかも社会で共有されている。

一般的諸規則は、集団の外部から与えられる規則ではなく、人々の相互作用によって形づくられる。一般的諸規則の形成過程は他者を観察することから始まる (TMS : III.4.7)。他者の行動を繰り返し観察する中で、主体はある種の行動から衝撃を受ける。この種の行

¹⁸ Thunder(2016)は、Golemboski(2018)のインターネット先行公開版を批判した。Thunder が批判するのは、Golemboski の提示した道徳的多元主義を用いた、中立的な観察者アプローチの修正案の有効性であり、批判の対象は『道徳感情論』解釈ではない。

¹⁹ セン(2011)によれば、中立的な判断を行ううえでこの対照性は重大な意味を持つ。同書第 1 部における、「先駆的アプローチ」と「比較によるアプローチ」の議論を参照。

²⁰ 東北大学経済学研究科の TERG399 において、中立的な観察者の形成過程及び、一般的諸規則の形成過程について、詳しく述べている。

動とは、非難される値うちがある行動のことである。主体はこのような行動を見苦しいと感じる。そして、主体はその行動に対して周りの皆が自身と同様の嫌悪感を抱いているのを知ることとなる。他者が自身と嫌悪感を共有することを知った主体は、自身の感情が正当だという思いを強くする。この経験が繰り返されることで、一般的諸規則は形成される。一般的諸規則が形成されるには、主体が自身の感情の正当性を確信するに至る必要があるので、少ない回数の観察では不十分である。諸規則が形成されるためには、「継続的な観察」が行われ、多くの他者との感情共有が確認されなければならない。

主体が自身の感情の正当性を確信するに至ると、その次の段階として、自身がその行動をとった場面を想像する。自分が見苦しいと確信しているのだから、当然、自分がその行動をとった場合には、他者から見苦しいとみなされると主体は判断する。他者から見苦しいとみなされることを避けるため、主体はその行動はとるまいと決意する。かくして主体は、非難される値うちがある行動を取ってはならないとする、1つの一般的規則を形成する。この規則が形成される過程で、ある行動に対する、他者との感情の一一致が確認された。他の主体も同様の過程を経るのであり、同様の一般的規則を形成する。

4.2.2 中立的観察者の形成過程と手続き的偏狭

Golemboski の指摘は、中立的な観察者の形成過程についての記述からすれば正しい。中立的な観察者は、主体が他者の判断を観察することで形成されるが、その観察範囲は制約されている。人間が全世界の人間の言動を観察できると想定するのは、あまりに非現実的である。全世界を範囲とする観察は、スミスが生きた時代には当然不可能であっただろうし、通信技術が高度に発展した今の時代でさえも非現実的である。むしろ、人間が実際に観察できる範囲は自身の周囲に限定される。全世界の人間を観察するのは、神のような存在でなければ不可能である。ところが、中立的な観察者（一般的諸規則）は「神の超越的な秩序でもなく、有能な支配者の秩序でもない…庶民の中から確立された道徳秩序である」（山口 2010 : 250）。よって、中立的な観察者（一般的諸規則）の見方は「諸個人の置かれた事情、状況、社会が異なれば、経験から導き出される諸規則の内容は異なるという環境被制約性を免れない」（田島 2003 : 113[引用文]，Rasmussen2014 : 53）。

中立的な観察者の形成過程における観察範囲となる集団が、Golemboski が指摘するような、ある慣習を共有する集団と一致するかは定かではない。しかし、中立的な観察者の見方が、一定の集団内に制約されることはある²¹。

²¹ このことは、第3章・第4章のモデルにおいて、ダイナミクスがプレイヤー集合に制約されることに対応する。プレイヤー集合の性質に依存して、社会状態の挙動が決まる。社会状態は、各プレイヤーの規範的判断のベクトルであり、各プレイヤーの中立的な観察者を意味するとも解釈できる。

4.3 慈惠

Golemboski の主張は、『道徳感情論』第 6 部の、慈恵と普遍的仁愛についての記述からも補足することができる。慈恵 (beneficence) とは、慈愛の心をもって恵みを施すことであり、普遍的仁愛 (universal benevolence) とは、どんな境界にも限定されることのない、宇宙の無限性を包括しうる善意である (TMS : VI.ii.3.1)。通常の慈恵と普遍的仁愛は異なる性質を持ち、両者の間には「緊張」がある (Hanley 2009 : 187)。

スミスが展開する国境を越えた慈恵についての議論は、手続き的偏狭の議論に直接関係する²²。国境を越えた慈恵についての議論は、異国の人々に対して人間がどの程度同感することができるのか、延いては、異国の人間の視点を自身の判断に取り入れることができるのかに、関わる。ある判断を行うにおいて、もし異国の人間の考えを考慮に入れることができず、専ら自國の人間の考えを考慮に入れるならば、その判断は手続き的偏狭に陥ってしまっている。そのような判断を行う人間達が形成する、中立的な観察者もまた、手続き的偏狭を回避することはできない。

以下に、『道徳感情論』第 6 部第 2 篇における、慈恵と普遍的仁愛の議論について述べる。スミスは、慈恵が向けられる対象の優先順位について、対象を個人と社会とに区別して論じる。これらの優先順位は自然の傾向であり、道徳的な義務であるともされた (Raphael 2007 : 76)。

4.3.1 個人に対して向けられる慈恵

『道徳感情論』第 6 部第 2 篇第 1 章においてスミスは、個人に対して向けられる慈恵を議論の対象とする。

第 1 に慈恵が向けられる対象となるのは、当然のことながら各個人自身である (TMS : VI.ii.1.1)。各人は全ての点において、他の誰の快楽と苦痛よりも自身の快楽と苦痛を鋭く感じる。そのため、他の誰についてよりも、自身について適切に配慮することができる。

他者に慈恵を向ける際に考慮される要素は 4 つあり、以下に述べる順に優先順位が高くなる (TMS : VI.ii.1.20)。

1 つ目の要素が慣行的な同感の有無である (TMS : VI.ii.1.7)。慣行的な同感とは、多くの時間を共有することによって成立する、同感のことである。慣行的な同感の対象となる

²² 堂目(2008)は、慈恵と普遍的仁愛についての議論を材料として、国際秩序の可能性を論じる。堂目の議論は、本稿における中立性の議論と密接に関連する。中立的な観察者が、非中立性に陥るならば、国際秩序の成立は困難である。

のは家族であり、まず初めに彼らが自然に慈恵を向けられる対象となる²³。我々は家族と多くの時間を共有するのであり、どの他人よりもよく家族について知っている。家族に対しての同感は「正確かつ決定的」であり、主体が主体「自身について感じるものに、いつそう近づく」(TMS : VI.ii.1.2)。よって、我々は他人に対して同感するよりも、家族に対して同感することが多くなる。我々は自分自身の次には、家族について適切に配慮することが可能となる。

2つ目の要素が、善良な行動と振る舞いについての、尊敬と明確な是認の有無である(TMS : VI.ii.1.18)。善良な行動と振る舞いに対する同感は、慣行的な同感とは異なるものであり、有徳な人々に対してのみ存在する。スミスは、有徳な人々に対する同感は慣行的な同感よりも格段に尊重されるべきとし、自然の同感(natural sympathy)と呼ぶ。有徳な人々に対する同感は、永続的で確実である。

3つ目の要素が、慈恵の対象となる人物から、過去に慈恵を受けられた経験の有無である(TMS : VI.ii.1.19)。過去に慈恵を受けられた人物よりも、慈恵の適切な対象となる人間は存在しない。その人物は感謝の正当な対象なのである、報償に値する。

4つ目の要素が、社会的地位の極端さである(TMS : VI.ii.1.20)。極度に貧乏でみじめな人間は、人々から同情を受けるため、慈恵が受けられる対象となる。対照的な境遇である、極度に裕福で有力な人間は、極度に貧乏な人間に増して慈恵が受けられる対象となる。裕福な人間に対して、我々は尊敬を抱くのであるが、これは社会の平和と秩序を保つために自然の創造主が判断を下した結果である。賢明さや有徳さに依存した社会秩序の維持は、富裕さや地位に依存した社会秩序の維持に比べて不確実である。賢明で有徳な人の洞察力であってさえも賢明さや有徳さを識別するのが困難であるのに対し、富裕さを識別するの大衆であっても容易である。

スミスは、以上に挙げた4つの要素を基本として、慈恵の受けられる対象が決定されたとした。複数の要素が絡み合う場合にどの要素が優先されるかは、個々の事例における中立的な観察者の判断に委ねられる(TMS : VI.ii.1.20)。

4.3.2 社会に対して向けられる慈恵

『道徳感情論』第6部第2篇第2章においてスミスは、人が社会に対して向ける慈恵について述べる²⁴。個人についての議論と同様に、まず優先的に慈恵が受けられる社会とは、

²³ Raphael (2007 : 77)は、慣行的な同感を原因とする、スミスの慈恵論を否定する。「家族間の愛情が実際に慣行的同感であるという彼の見解は、親に対する子どもの愛情や兄弟姉妹の互いの愛情には適用できるが、子どもに対する親の愛情には適用できない」。

²⁴ 本稿の議論に直接関係しないため説明を省略したが、この章においてスミスは体系の人に対する批判を展開する。Raphael (2007 : 78)はこの批判がフランス革命を念頭に置いたものとするが、異論が存在する。篠原(2009)を参照。

各人自身が所属する国家である（TMS : VI.ii.2.1）。各人の取る行動の善悪は、家族や尊敬すべき人がともに属する国家の、幸福あるいは悲惨に大きな影響を与える。よって、我々が属する国家は利己的な理由だけでなく利他的な理由からも、愛すべきものとされている。

対照的に、自分が属さない社会に対しては、慈恵が優先的に向けられるわけではない。「われわれ自身の国民にたいする愛によって、われわれはしばしば、どこでも近隣の国民の繁栄と拡大を、最も惡意ある猜疑と嫉妬をもってながめたいという気持になる」（TMS : VI.ii.2.3）。それぞれの国民は、他国の勢力拡大を見るとき自国が征服されることを予見してしまう。国民的偏見が生じるのは、自国を守るために生じる愛に基づいている。スミスはこのような国民的偏見を無くすべきだとし、むしろ隣国の発展を促進するように努力すべきだと主張する。国際間で成長を競うことは適切な競争なのであって、人類愛を發揮し嫉妬を慎まなければならない。

しかし、スミスは、我々が人類への愛を持たず自國のみを愛してしまいがちなのは、自然の創造主が考案した体系によるものだとした。我々が専ら自國を愛してしまうのは、創造主が人間の能力の限界を考慮したからである。人類の社会の利益は、創造主が特定の一部分に人間の注意を向けたことによって、より望ましく促進される²⁵。

幸いなことに、国民的偏見は近隣諸国を越えて拡大されることはほとんどない。しかし、遠方の諸国については、国民的偏見が生じにくいのではあるが、同時にそもそも関心が持たれにくい。イギリス人やフランス人は両国で争う一方で、中国や日本の繁栄にどんな種類の嫉妬も抱かない（TMS : VI.ii.2.5）。

4.3.3 普遍的仁愛

『道徳感情論』第6部第2篇第3章においてスミスは、普遍的仁愛について論じる。その内容は、同書第2部等で述べられる慈恵とは大きく異なっており、それが冒頭から表れている（Hanley 2009 : 187）。賢明有徳な人物はいつでも公共的利益のために、自分自身の利益を犠牲にすべきだと思っている²⁶。また自身の属する階層あるいは社会の利益を、それらを包摂するさらに大きな単位である、国家や主権の利益のために、犠牲にすべきだとも思っている。よって、「それらの下級の諸利益はすべて宇宙のもっと大きい利益のために、すなわち、神自身が直接の管理者であり指導者である、すべての思慮あり知性ある存在からなる大社会の利益のために」（TMS : VI.ii.3.3）も自身の利益を犠牲にするべきだと思っているはずである。

この度量の大きい見方は、けして人間本性の領域を越えるものではない（TMS:VI.ii.3.4）。

²⁵ 田中(2017 : 400)によれば、この論理をスミスの保守性の表現としてのみ理解するのは誤りであり、商業社会の安定性の論証としても理解するのが適切である。

²⁶ Raphael (2007 : 79)が指摘するように、これはスミスによる規範的な記述であり、他箇所での「社会学的観察の記述的言語」とは対照的である。

例えば、愛する将軍とともに無謀な戦地に向かう兵士たちは、この度量の大きい見方を表現している。絶望的な戦地に赴く際に、兵士たちはまったく恐れず、通常の義務の退屈さ以外に何も感じない。彼らは、「自身の小さな諸体系を、もっと大きなひとつの体系のために犠牲にする」（TMS : VI.ii.3.4）。

しかし、「宇宙という偉大な体系の管理運営、すなわち全ての理性的で感受性のある存在の普遍的な幸福についての配慮は、神の業務であって人間の業務ではない」（TMS: VI.ii.3.6）。人間の能力と理解力の弱さからすれば、配慮するべき適切な対象は、各個人の幸福、家族や友人、自らが属する国である。人間に求められているのは普遍的仁愛ではなく、自らに近い対象への慈恵である。この点からすれば、マルクス・アントニヌスが宇宙の繁栄についての瞑想にふけり、ローマ帝国の繁栄を軽視したのは誤りと言える。

4.3.4 手続き的偏狭と慈恵・普遍的仁愛

以上に述べた『道徳感情論』第6部における慈恵と仁愛についての議論は、中立的な観察者が中立的な判断に失敗する可能性の存在を、意味する。同書によれば、人間が配慮可能な人物の範囲は限定されている。

個人に向けられる慈恵についての議論によれば、最も自然な慈恵の対象は慣行的な同感が生じる、家族等の身近な者達である。遠方の人物にはそもそも慣行的と言えるほど頻繁には同感できず、慈恵が向けられにくい。他の2つの要素に関しても、やはり同様のことが成り立つと考えられる。有徳な人々を知るためににはその人物についてよく知る必要があるし、他者からの慈恵を経験するにはその人物に直接会う必要がある。

田中(2017 : 397)によれば、個人を対象とする「慈恵論の内実は…もっぱら慈恵感情の慣行性の明確化による慈恵の実態暴露にあった次第を示している」。慈恵を向ける際に考慮される4つの要素の中で、貧乏で惨めな人々の優先順位は最下位である。加えて、後述する道徳感情の腐敗論が、慈恵についての議論からは排除されている。これらの事実は、上位の身分に対して同感が偏る、欺瞞の原理とまさに整合する。欺瞞の原理は、他者から配慮される対象が、上位の身分に偏ることを含意する。

社会に向けられる慈恵についての議論によれば、最も自然に慈恵が向けられるのは自身が属する社会である。近隣諸国に対しては偏見を抱きがちであるし、遠方の諸国にはそもそも関心が抱かれない。このように慈恵の対象が自国に偏るのは、自然の創造主が定めたことであって人類の利益に適っている。

普遍的仁愛についての議論によれば、人間はその弱さによって普遍的仁愛を持つことはできない。普遍的仁愛を行使するべきなのは神であって、人間は、家族であったり自國であったり、身近な対象へ慈恵を向けるのが適切である。

以上の結論からすれば、人間が配慮可能な人物の範囲は限定されていると判断せざるを

得ない。異国の人間に対する配慮には限界があるのだから、彼らの視点を主体が自身の判断に取り入れることが可能なのかもまた、定かではない。主体の判断は中立性を欠きうるのであり、そのような判断を行ってしまう人間達が形成する中立的な観察者もまた、中立性を欠きうる²⁷。

堂目(2008:132)やGolemboski(2018:184-190)が述べるように、国民的偏見は諸国民の交流によって将来的に解消することができるかもしれない。しかし、これはあくまで遠い将来の可能性に過ぎない。堂目は同時に、当時のヨーロッパの状況では、スミスはそれが不可能であるとみなしていたりとも述べる。スミス自身は、現実的な国民的偏見の解消については述べていない。『道徳感情論』における記述を忠実に解釈する限りでは、中立的な観察者は、非中立的な判断を行う可能性がある。

5 道徳感情の腐敗と中立的な観察者

Golemboskiの主張は、「道徳感情の腐敗」(corruption of our moral sentiments)論からも補足することができる²⁸。道徳感情の腐敗論は、『道徳感情論』第6版において追加された議論であり、同書を理解するにおいて無視することができない重要性を持つ²⁹。田中(2000:123)、田島(2003:265)によれば、スミスが第6版を出版した最大の動機は道徳感情の腐敗論である³⁰。腐敗論は、スミスの思想の中で解決するのが最も困難な問題の1つであり(田島2003:256)、中立的な観察者の持つ中立性に綻びを生じさせる³¹。

スミスによれば、「富裕な人びと、有力な人びとに感嘆し、ほとんど崇拝し、そして、貧乏でいやらしい状態にある人びとを、軽蔑し、すくなくとも無視するという、この性向は、……道徳感情の腐敗の、大きな、そしてもっとも普遍的な、原因である」(TMS:I.iii.3.1)。

²⁷ 山本(2014:51)は、社会に向けられる慈恵についての議論を論拠として、本報告と同様に、中立的な観察者の限界性を指摘する。

²⁸ Hill(2006)は、スミスの腐敗に対するアプローチを、腐敗についての伝統的議論の中に位置付けることを、試みる。また、スミス以外の様々な文脈における、腐敗という概念の歴史については、Buchan&Hill(2014)を参照。

²⁹ 田中(2000:122-123)は、スミスが現実の経済世界の認識を深めるにつれ、制度改革では解決されえない、人間本性に根付く問題を自覚したことが、道徳感情の腐敗論の加筆に繋がっているとする。先行する『國富論』第3版においても同様の影響が見られ、両書に連続性が見られる。

³⁰ 一方で、Raphael(2007:10-11)は、『道徳感情論』第6版とそれ以前の版との違いの中で、徳の性質についての議論が第6版で追加されたことを、重要視している。他の見解については田中(2017:343-344)を参照。田中(2017:76)はRaphaelの解釈が「基本的誤り」を犯していると批判する。

³¹ 田島(2003)は、スミスの他著作における腐敗論も範囲に含めて、道徳感情の腐敗論を論じる。同書では『道徳感情論』における腐敗論と、『國富論』における腐敗論の異質性が示される。

スミスは、徳の道 (the road to virtue) と財産の道 (that [the road] to fortune) という、2つの異なる倫理基準を区別する。徳の道に進むことは、「英知の研究と徳の実行」によって尊敬を得ようとする意を意味し、財産の道に進むことは「富と地位の獲得」によって尊敬を得ようとする意を意味する (TMS : I.iii.3.2)。財産の道は、しばしば徳の道とは整合しない、悪徳と愚行を伴う。

2つの道は明確に異なる倫理基準であるが、混同されてしまうことが多い (TMS : I.iii.3.3)。スミスは、上位階級と、中位・下位階級の、2つの分離した集団を想定する³² (Brown 1994 : 35)。スミスの腐敗論の特徴は、この区別にある (Hill 2006 : 650)。中流及び下流の生活階級においては、両者はほとんど一致する一方で、上位の生活階級においては、両者は全く異なったものになる (TMS : I.iii.3.5-6)。上位の生活階級においては、「成功と昇進は、理解力があり豊富な知識をもった同等者たちの評価にではなく、無知高慢で誇りの高い上位者たちの、気まぐれでばかげた好意に依存する」 (TMS : I.iii.3.6)。

人々は上位の生活階級に憧れを持ち、上位者の言動を模倣する。これは、歓喜に同感する性向が悲哀に同感する性向より遥かに強いことに、起因する (Tajima 2007 : 591)。『道徳感情論』における基礎的概念である同感は、本質的に、道徳感情の腐敗を生じさせうるとも、みなされる (Brown 1994 : 36, 80-82, Griswold 1999 : 128)。

上位者が模倣の対象となることで、上位者における道徳感情の腐敗は、中位及び下位の階級においても進行する (TMS : I.iii.3.7)。上位の生活階級は服装のみならず、悪徳もまた流行させてしまう。人々は上位の生活階級に上り詰めるために、しばしば徳の道を軽んじ財産の道へ走る。野心的な人間は、一度上位階級に上り詰めてしまえば、それに至る以前の悪徳は覆い隠されるだろうと考える。法律を超越する地位にたどり着いた人間は、過去の悪徳を隠蔽することができる。中立的な観察者は、腐敗した上位階級を咎めるには力不足とも言える (Hill 2006 : 650-651)。しかし、隠蔽の試みは失敗に終わることが多い。また、仮に成功したとしてもその栄誉は汚れたものであり、内心では恥すべきものであつて、財産の道へ走る人間を苦しめ続ける。

道徳感情の腐敗論の存在によって、『道徳感情論』の「理神論的世界觀にもほころびが生じている」と考えられる (柴田 2010 : 13-14)。さらには、「スミスの道徳哲学体系を破綻させる」とも解釈できる (田島 2003 : 264)。道徳感情の腐敗は、同書の社会秩序形成論に矛盾すると考えられ、同書を理解するにおいて無視することができない重要性を持つ³³。道徳感情の腐敗は、スミスによる、自身の道徳理論の綻びへの言及である。道徳感情の腐敗論を含む第6版における改訂は、「自らの社会科学体系の道徳性に対する疑問の増大に基づく」 (田中 1993 : 176-177)。

『道徳感情論』第6版の改訂は、スミスが道徳感情の腐敗を深刻に受け止めたことが、

³² 上位階級と下位階級の徳性の区別は『国富論』においても見られ、徳性の環境被規定性の重視が見て取れる (田中 2017 : 285)。

³³ スミスの社会秩序形成論については、本稿の第3章第2節を参照。

主要な原因であるとも考えられている(Dickey 1986 : 608, Evensky 1989 : 131, Dwyer 2005 : 684, 田中 2017 : 350-351)。改訂時にスミスにとって、道徳感情の腐敗は中心的な課題であり、社会学的理論の再考を彼に促していた (Forman-Barzilai 2010 : 97)。第6版における他の、主な改訂箇所としては、第3部の良心論と、第6部の徳の性格論がある。これらの議論は、道徳感情の腐敗という問題にスミスが対処するために、改訂されたとも解釈できる (田島 2003 : 266-267, 田中 2017 : 377)。例えば、新第3部では、「称賛にあたいすること」(praiseworthiness)への愛好、「非難にあたいすること」(blameworthiness)への恐怖を強調する、新たな議論が追加された。この追加からは、現実の観察者からの称賛・非難では道徳の維持には不十分であると、スミスが考えていたことが、わかる。現実の観察者が腐敗しているとすれば、彼らによる称賛・非難は、他者の道徳観に対して悪影響を及ぼすであろう。また、現実の観察者からの称賛を求め、非難を避けることが、道徳感情の腐敗を生むとも考えられる。

道徳感情の腐敗は、中立的な観察者の中立性を論じるにあたっても、重要である。道徳感情の腐敗が生じているということは、一定程度の人数の、腐敗した倫理観を持った人間の存在を意味する³⁴。これは、中立的な観察者の形成過程を考慮すれば、腐敗した倫理観の中立的な観察者が存在しうることを、意味する。ある集団の道徳基準が歪み腐敗しているならば、その集団の中立的な観察者は、腐敗を共有するだろう (Fleischacker 2011:28-29)。本来の中立的な観察者とは別に、腐敗した中立的な観察者が存在することは、中立的な観察者のアプローチの持つ、中立性の質を低下させる。腐敗した中立的な観察者は、徳の道と財産の道が関わる事柄については、中立的な判断ができない。この観察者は、財産の道に偏った判断を下してしまう。

6 おわりに

本報告は、開いた中立性についての、センの議論について詳しく述べた（第2節）。加えて、本報告は、センが言及しなかった正義の徳の観点からも、中立的な観察者が開いた中立性と整合的であることを示した（第3節）。また、本報告は、開いた中立性についてのセンの議論から一步進み、政治哲学における中立的な観察者の有効性について論じた。中立的な観察者の形成過程に、及び慈恵と普遍的仁愛に着目し（第4節）、最後に、道徳感情の腐敗に触れた（第5節）。

本報告は、センの『道徳感情論』解釈を補足したうえで、一步進んだ議論を展開した。本報告は、同書の現代的意義と限界の一側面を、先行研究で十分には検討されていない論

³⁴ このことは、一般的諸規則による行為の制御が機能しない可能性を意味する (Tajima 2007 : 589)。

拠に基づいて、論じた。この点が、本報告の利点と言えよう。

英文

- Brown, V. (1994). *Adam Smith's discourse: canonicity, commerce and conscience*. Routledge.
- Buchan, B., & Hill, L. (2014). *An intellectual history of political corruption*. Basingstoke:Palgrave Macmillan.
- Cairns, J. W. (1993). Adam Smith's lectures on jurisprudence: Their influence on legal education. In *Adam Smith: International Perspectives* (pp. 63-83). Palgrave Macmillan, London.
- Campbell, T. (1971). *Adam Smith's Science of Morals*. London: Allen and Unwin.
- Dickey, L. (1986). Historicizing the " Adam Smith Problem": Conceptual, historiographical, and textual issues. *The Journal of Modern History*, 58(3), 580-609.
- Dwyer, J. (2005). Ethics and Economics: Bridging Adam Smith's Theory of Moral Sentiments and Wealth of Nations. *Journal of British Studies*, 44(4), 662-687.
- Evensky, J. (1989). The evolution of Adam Smith's views on political economy. *History of political economy*, 21(1), 123-145.
- Fleischacker, S. (2004). *On Adam Smith's " Wealth of Nations": A Philosophical Companion*. Princeton University Press.
- Fleischacker, S. (2011). Adam Smith and cultural relativism. *Erasmus Journal for Philosophy and Economics*, 4(2), 20-41.
- Forman-Barzilai, F. (2010). *Adam Smith and the circles of sympathy: cosmopolitanism and moral theory*, Cambridge University Press.
- Golemboski, D. (2018). The impartiality of Smith's spectator: The problem of parochialism and the possibility of social critique. *European Journal of Political Theory*, 17(2), 174-193.
- Griswold Jr, C. L. (1999). *Adam Smith and the virtues of enlightenment*. Cambridge University Press.
- Hanley, R. P. (2009). *Adam Smith and the character of virtue*. Cambridge University Press.
- Hill, L. (2006). Adam Smith and the theme of corruption. *The Review of Politics*, 68(4), 636-662.
- Khalil, E. L. (2013). What Determines the Boundary of Civil Society?. *Theoria*,

60(134), 26-49.

- Rasmussen, D. C. (2014). *The pragmatic enlightenment*. Cambridge University Press.
- Raphael, D. D. (2007). *The impartial spectator: Adam Smith's moral philosophy*. Oxford University Press. 生越利昭・松本哲人訳(2009)『アダム・スミスの道徳哲学』昭和堂。
- Sen, A. (2002). Open and Closed Impartiality. *The Journal of Philosophy*, 99(9), 445-469. 岡敬之助訳(2008)『福祉と正義』(第5章) 東京大学出版会。
- Sen, A. (2010). Adam Smith and the contemporary world. *Erasmus Journal for Philosophy and Economics*, 3(1), 50-67.
- Smith, A. (1976a). *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*. Ed. R.H. Campbell & A.S. Skinner, OXFORD: CLARENDON PRESS. 大内兵衛・松川訳(1959)『諸国民の富』岩波書店。
- Smith, A. (1976b). *The theory of moral sentiments*. Ed. D.D. Raphael & A.L. Macfie, OXFORD: CLARENDON PRESS. 水田洋訳(2003)『道徳感情論』岩波書店。
- Tajima, K. (2007). The theory of institutions and collective action in Adam Smith's Theory of Moral Sentiments. *The Journal of Socio-Economics*, 36(4), 578-594.

和文

- 有江大介(2014)「18世紀スコットランド学会/国際アダム・スミス学会合同大会(2013年7月3日-6日)に参加して」『経済学史研究』, 56(1), 117-121。
- 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学』東洋経済新報社。
- 坂本幹雄(2004)「アマルティア・センのスミス経済学」『通信教育部論集』, 7, 103-117。
- 篠原久(1998)「スミス道徳論における『歓喜』と『悲哀』—『道徳感情の腐敗』をめぐって—」『経済学論究』, 52(1), 85-107。
- 篠原久(2009)「アダム・スミスにおける『体系』と『体系の人』」『経済学論究』, 63(3), 667-685。
- 柴田徳太郎(2010)「『見えざる手』と『コンヴェンション』—スミスとヒュームの秩序生成論」『経済学論集』, 75(4), 2-22。
- 鈴木信雄(1992)『アダム・スミスの知識=社会哲学』名古屋大学出版会。
- 鈴村興太郎・後藤玲子(2001)『アマルティア・セン—経済学と倫理学—』実教出版社。
- セン・アマルティア著／池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳(1999)『不平等の再検討—潜在能力と自由—』岩波書店。
- セン・アマルティア著／徳永澄憲・青山治城・松本保美訳(2002)『経済学の再生』麗沢

大学出版会。

- セン・アマルティア著／池本幸生訳(2011)『正義のアイデア』明石書店。
- 田島慶吾(2003)『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房。
- 田中正司(1993)『アダム・スミスの自然神学』御茶の水書房。
- 田中正司(2000)『アダム・スミスと現代』御茶の水書房。
- 田中正司(2017)『増補改訂版アダム・スミスの倫理学: 『哲学論文集』・『道徳感情論』・『国富論』』御茶の水書房。
- 堂目卓生(2008)『アダム・スミスー『道徳感情論』と『国富論』の世界』中央公論新社。
- 新村聰(1994)『経済学の成立—アダム・スミスと近代自然法学—』御茶の水書房。
- 山口正春(2010)『アダム・スミスの思想像』三恵社。
- 山本勝也(2014)「アダム・スミスにおける公共性と自己利益の追求」『山口大学哲学研究』, 21, 41-61。
- モロウ・G.R.著／鈴木信雄・市岡義章訳(1992)『アダム・スミスにおける倫理と経済』未來社。
- ロールズ・ジョン著／川本隆史・福間聰・神島裕子訳(2010)『正議論』紀伊國屋書店。